

# 訪問看護ステーション CONNECT

## 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）事業運営規定

### （事業の目的）

第1条 合同会社 CONNECT が設置する訪問看護ステーション CONNECT（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を確保することを目的とする。

### （指定訪問看護の運営の方針）

#### 第2条

1. 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態になった場合において、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
2. 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
4. 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
5. 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
6. 前5項のほか、「神戸市指定居宅サービス事業者の指定の基準並びに指定居宅サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年12月20日神戸市条例第28号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### （指定介護予防訪問看護の運営の方針）

#### 第3条

1. 事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態になった場合において、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

2. 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
4. 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等、効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら利用者のできることは利用者が行うことを基本としてサービス提供に努めるものとする。
5. 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
6. 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センターへ情報の提供を行うものとする。
7. 前5項のほか、神戸市が定める条例の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

#### **(事業の運営)**

第4条 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供に当たっては、事業所の看護師などによってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

#### **(事業の名称等)**

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問看護ステーション CONNECT
- (2) 所在地 兵庫県神戸市兵庫区羽坂通二丁目1番9号 いせやビル2F

#### **(従業員の職種、員数及び職務の内容)**

第6条 事業所における従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師1名（常勤・看護職員と兼務）  
管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の実施に関して、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- (2) 看護職員：  
看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）計画に基づき指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）に当たる。

#### **(営業日及び営業時間)**

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日までとする（12月29日から1月3日までを除く）。

- ＜サービス提供日＞：365 日とする。
- (2) 営業時間：8 時 30 分～17 時 00 分までとする。  
＜サービス提供時間＞：24 時間とする。
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

#### (事業の内容)

第 8 条 事業の内容は次に掲げるものとする。

- (1) 訪問看護（介護予防訪問看護）計画書及び作成及び利用者又はその家族への説明  
訪問看護（介護予防訪問看護）計画書には、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載する。

#### (サービス内容の例)

- ① 病状・障害の観察
  - ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
  - ③ 食事および排泄等、日常生活の世話
  - ④ 床ずれ（褥瘡）の予防・処置
  - ⑤ リハビリテーション
  - ⑥ ターミナルケア
  - ⑦ 認知症の看護
  - ⑧ 療養生活や介護方法の指導
  - ⑨ カテーテル等の管理
  - ⑩ その他、医師の指示による医療処置
- (2) 訪問看護（介護予防訪問看護）計画書に基づく指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）
- (3) 訪問看護（介護予防訪問看護）報告書の作成

#### (指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の利用料等)

第 9 条

- (1) 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その 1 割、2 割または 3 割の支払いと受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 19 号）及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に

- 関する基準」(平成18年3月14日厚生省告示第127号)によるものとする。
- (2) 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
- ① 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道10キロメートル未満:300円
  - ② 同じく片道10キロメートル以上:600円
- (3) 死後の処置料は、15,000円(税込み16,500円)とする。
- (4) 利用料等の支払いを受けたときは、利用者またはその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- (5) 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料の内容及び金額に關し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

#### **(通常の事業の実施地域)**

第10条 通常の事業の実施地域は神戸市中央区、兵庫区、長田区、須磨区とする。

#### **(衛生管理等)**

第11条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛星的な管理に努めるものとする。

#### **(緊急時等における対応方法)**

第12条

- (1) 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他、緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じるものとする。
- (2) 利用者に対する指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- (3) 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### **(苦情処理)**

第13条

- (1) 指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、提供した指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)に関し、介護保険法第

23条及び介護保険法第115条の45の7の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は該当市町村の職員から質問若しくは紹介に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- (3) 本事業所は、提供した指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

### **(個人情報の保護)**

#### **第14条**

- (1) 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- (2) 事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業者による介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得るものとする。

### **(虐待防止に関する事項)**

#### **第15条**

- (1) 事業所における高齢者虐待防止に関する基本的考え方  
事業所は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を踏まえ、サービス提供にあたって身体的、精神的な虐待が起きたことのないよう、この指針を定め、全ての職員は本指針に従ってサービスを提供する。
- (2) 虐待の定義  
本指針における虐待とは、下記をいうものであり、これらの発生の防止を図る。
- (1) 身体的虐待：暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。
- (2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）：意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。
- (3) 心理的虐待：脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。
- (4) 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- (5) 経済的虐待：利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使

用を理由なく制限すること。

(3) 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的として、下記の(1)に掲げる役割を果たすため、虐待防止委員会を設置する。

(1) 委員会の役割

ア.虐待防止のための指針等の整備

イ.虐待防止を目的とした年1回以上の全職員研修の企画・推進

ウ.虐待の防止に関する担当者の選定（委員より選任する）

エ.虐待予防、早期発見に向けた取り組み、虐待が発生した場合の対応

オ.虐待の原因分析と再発防止策の検討

(2) 構成員

参加職種・人数に決まりはないが、責任者や虐待防止担当者は必須。

(3) 委員会の開催頻度と記録

ア.委員会は月1回（ランチミーティング時に開催）、開催する。

イ.虐待の発生又は発生が疑われる場合は、その都度開催する。

ウ.委員会の会議内容を記録する。

(4) 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止を目的とした職員研修を、原則年1回以上及び職員採用時に実施する。

(5) 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生又は発生した疑いがある場合は、直ちに委員会を開催し、客観的な事実確認を行う。

虐待の事実を把握した場合において、緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

虐待者が職員であることが判明した場合は、厳正に対処する。

虐待が発生した原因と再発防止策を委員会において討議し、職員等に周知する。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(6) 虐待等が発生した場合の相談報告体制

利用者又は家族等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。

相談窓口は、責任者または虐待防止担当者とする。

事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。

(7) 虐待等に係る苦情解決方法

虐待等の苦情相談は、内容を管理者に報告する。

苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

対応の結果は相談者に報告する。

(8) 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

(9) 当指針の閲覧

当指針は、利用者及び家族がいつでも閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表する。

**(その他運営に関する留意事項)**

第 16 条

(1) 事業所は、従業員の資質向上のために、研修計画を作成し、次のとおり研修の機会を設けるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

① 採用時研修：採用時 1 か月以内

② 繙続研修：年 1 回以上

(2) 従業者は、業務上しり得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

(3) 従業者であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(4) 事業所は、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供に関する記録を整備し、サービスを完結した日から 5 年間保存するものとする。

(5) この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、合同会社 CONNECT と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

改定：2024/8/7